

## 登録免許税の改正

**Q** : 今年の改正で、不動産の流通に関する税金が、軽減されたと聞きましたが、登録免許税はどのように変わったのでしょうか？

**A** : 不動産取引の活性化を図るため、登録免許税の税率が、次のように軽減されました。

### 【解説】

平成15年4月1日から、不動産登記に必要な登録免許税の税率が、引き下げられ、次のようになりました。ただし平成15年4月1日から、平成18年の3月31日までの3年間は、特例措置として、税率がさらにその2分の1とされています。

#### ○所有権移転の場合

- ・売買等 5%→2% (1%)
- ・贈与・遺贈 2.5%→2% (1%)
- ・相続・法人の合併 0.6%→0.4% (0.2%)

※1 ( ) 内はH.15.4.1 ~H.18.3.31の税率です

※2 法定相続人への遺贈については、相続と同じ税率が適用できるようになりました。

なお、住宅用家屋を売買した場合の、軽減税率(0.3%)の適用は平成17年3月31日まで延長されました。

ところで、土地の課税標準を固定資産税評価額の、3分の1とする特例は、今年の3月31日をもって廃止となりましたので、固定資産税の評価額によっては、土地の売買にかかる登記は、3年間の特例期間が終了する平成18年4月以降、贈与の場合はこの4月から増税となるケースもでてくるようです。

